

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成21年10月 1日作成)

法令名	森林法		
根拠条項	第65条		
許認可等の種類	水の使用権設定に関する認可		
法令の定め	土地の使用及び収用に関する規定（第49条～第64条）は、水の使用に関する権利の上に使用権を設定する場合に準用する。		
審査基準	処分の先例がなく、今後も処分の実績が見込めないため、定めるのは困難。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	水産林務部総務課総括グループ		(電話番号：011-204-5452)
申請先	各支庁産業振興部林務課		(電話番号：)
問い合わせ先	水産林務部総務課総括グループ		(電話番号：011-204-5452)
備考			

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成21年10月 1日作成)

法令名	森林法		
根拠条項	第66条		
許認可等の種類	水流における工作物の使用权に関する認可		
法令の定め	<p>森林から水流によって木材もしくは竹材を搬出し、又は搬出する設備をする者は、その搬出又は搬出設備のため水流における他人の工作物を使用し、移動し、改造し、又は除却することが必要且つ適当であつて他の方法をもって代えることが著しく困難であるときは、その工作物の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その工作物の所有者（所有者以外に権原に基づきその工作物を使用する者があるときは、その者及び所有者）に対し、その工作物の使用、移動、改造又は除却に関する協議を求めることができる。</p> <p>この場合、土地の使用及び収用に関する規定を準用する（第49条～第64条）。</p>		
審査基準	処分の先例がなく、今後も処分の実績が見込めないため、定めるのは困難。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	水産林務部総務課総括グループ		(電話番号：011-204-5452)
申請先	各支庁産業振興部林務課		(電話番号：)
問い合わせ先	水産林務部総務課総括グループ		(電話番号：011-204-5452)
備考			